

平成 27 年度第 1 回

清水海岸侵食対策検討委員会

日時：平成 27 年 5 月 20 日（水）

14 時 00 分～16 時 00 分

於：清水マリビル 6 階大会議室

（静岡市清水区日の出町 9-25）

議 事 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）消波堤区間の景観改善検討の報告

（2）平成 26 年度の事業実施状況と平成 27 年度の事業予定

（3）海岸保全上の課題への対応

4 閉 会

< 配 布 資 料 >

1 議事次第

2 配席図

3 設置規約

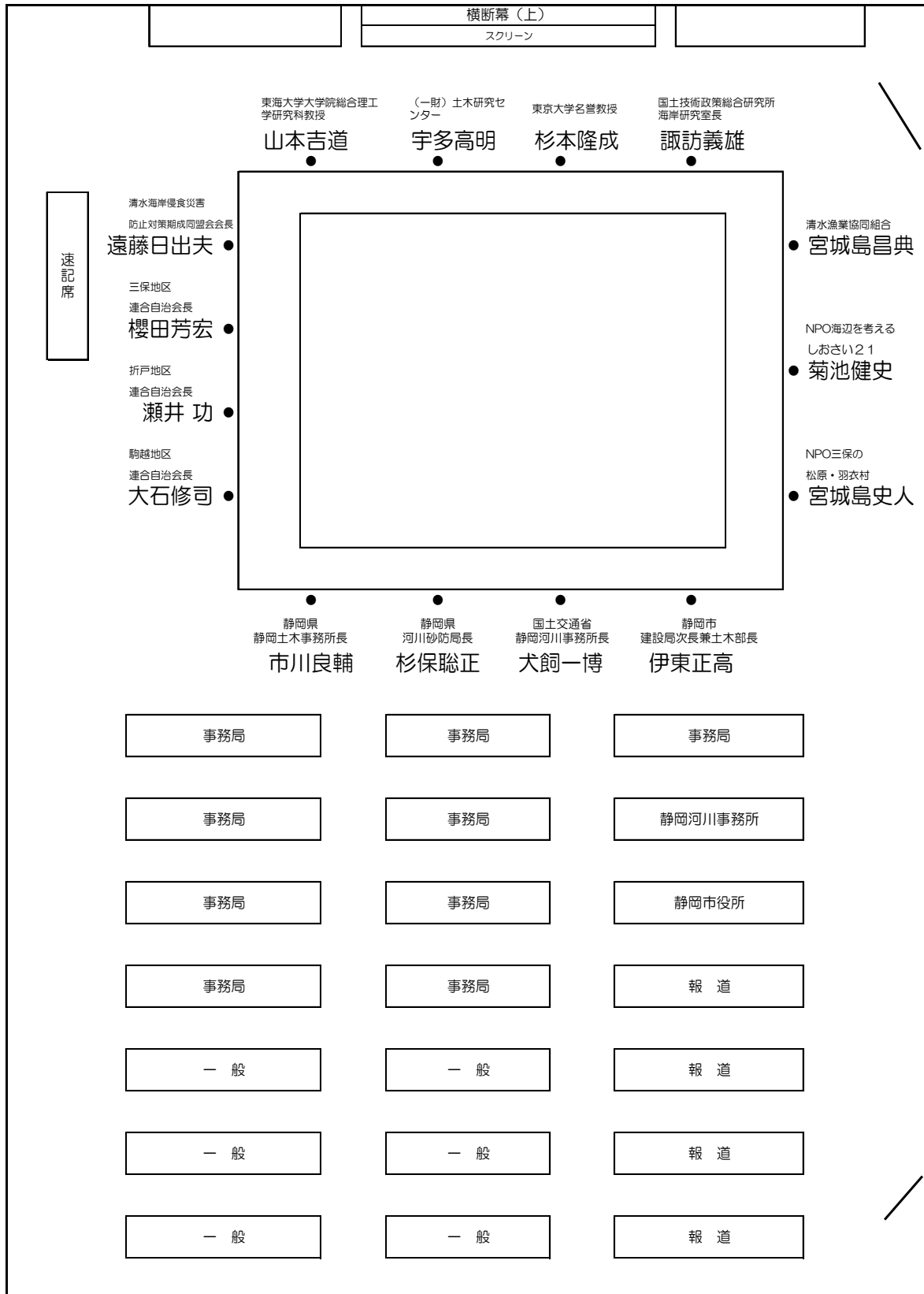
4 委員名簿

5 資料-1 平成 27 年度第 1 回清水海岸侵食対策検討委員会 検討資料

6 資料-2 三保松原白砂青松保全技術会議 最終報告書

平成 27 年度第 1 回清水海岸侵食対策検討委員会

配 席 図



清水海岸侵食対策検討委員会設置規約

(名称)

第1条 本会は「清水海岸侵食対策検討委員会」（以下「委員会」と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、清水海岸の現状と課題を明らかにし、今後の侵食対策について検討することを目的とする。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員の互選により委員長を置くものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括するものとする。

3 委員長に事故等のある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。また、会議の議長は委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置くものとする。

(意見聴取)

第7条 委員が必要と認めるときは、委員以外（参考人）に出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めがなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものとする。

(附則)

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年11月2日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年3月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成25年10月16日から施行する。

(附則)

この規約は、平成27年1月16日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。

(別紙) 清水海岸侵食対策検討委員会名簿

分野	職名	氏名
学識	東京大学名誉教授	杉本 隆成
〃	一般財団法人 土木研究センター 常務理事	宇多 高明
〃	東海大学大学院総合理工学研究科 教授 工学部土木工学科 教授	山本 吉道
〃	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	諏訪 義雄
地域住民	三保地区連合自治会長	櫻田 芳宏
〃	折戸地区連合自治会長	瀬井 功
〃	駒越地区連合自治会長	大石 修司
関係団体	清水海岸侵食災害防止対策促進期成同盟会会長	遠藤 日出夫
〃	清水漁業協同組合 代表理事組合長	宮城島 昌典
〃	海辺を考える しおさい21 理事兼事務局長	菊池 健史
〃	三保の松原・羽衣村 理事長	宮城島 史人
行政	国土交通省静岡河川事務所長	犬飼 一博
〃	静岡県河川砂防局長	杉保 聡正
〃	静岡県静岡土木事務所長	市川 良輔
〃	静岡市建設局次長兼土木部長	伊東 正高